

令和5年（あ）第246号 業務上過失致死傷被告事件

被告人 勝俣恒久

被告人 武黒一郎

被告人 武藤 栄

意見書

令和5年11月13日

最高裁判所第二小法廷 御中

被害者参加人ら代理人

弁護士 河合 弘之

同 海渡 雄一

同 大河 陽子

同 甫守 一樹

同 北村賢二郎

意見の趣旨

表記事件の審理について、被害者参加人ら代理人は、刑事訴訟法316条の35にもとづいて、検察官役の指定弁護士の職務権限の行使に関して、本件において被害者が受けた被害に照らして、以下のとおり、意見を述べます。

1 指定弁護士が提出した上告趣意書は正当なものであり、これにも

とづいて原判決を破棄するよう求めます。

2 公正な裁判を受けるため、東京電力との密接な利害関係を指摘される西村あさひ法律事務所に過去に所属されていた草野耕一判事について、本件の審理への関与を回避されるよう求めます。

3 本件については、大法廷に回付して審理を行われるよう求めます。

内容

第1 指定弁護士の提出した上告趣意書が、適切なものであり、原判決は破棄されるべきこと	3
1 証拠に基づく判決を求める	3
2 津波の現実的な可能性の認識を求めることが誤り	4
3 最高裁多数意見は長期評価の信頼性を否定していない	6
4 被告人武藤の対策先送り方針は土木調査グループの方針を真っ向から否定したものである	7
5 被告人武黒にも津波対策の重要性を認識できる多数の契機があった	8
6 被告人勝俣にも津波対策の重要性を認識できる契機があった	8
7 水密化などの的確な津波対策によって結果回避は可能であった	9
8 ホテルやデパート火災における経営者の過失責任を問うた判決との類似性	10
9 私たちは上告趣意書の結論を支持する	11
第2 双葉病院で起きた被害を2度と繰り返さないために	12
第3 被害者は、裁判官草野耕一に対して、本件審理からの回避を求める	15
1 裁判官草野耕一に回避を求める根拠	15
2 草野裁判官らと本件の共同被告である東京電力との関係についての後藤氏の	

調査結果	16
3 草野判事には、「裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情」がある ..	20
4 草野裁判官意見は、証拠に基づかない意見である	23
5 被害者は草野判事の本件事件の審理からの回避を求める	24
第4 本件の審理を大法廷で行うべきことを求める	25
1 本件は類似の争点に関して最近判断が示された最高裁判決の判示の相当性が問われている事件である	25
2 最高裁判決後も、下級審の判断は定まらず、実質的に最高裁判決の判示に反する判決がなされている	25
3 本件は大法廷で審理することが相当である	26
第5 被害者たちは、上告趣意書にもとづいて東京高裁判決の破棄を求める	29

意見の理由

第1 指定弁護士の提出した上告趣意書が、適切なものであり、原判決は破棄されるべきこと

1 証拠に基づく判決を求める

貴小法廷が審理し、昨年6月17日に判決した事件と本件は、同じ原発事故に関する責任を論ずるものであるが、国の国家賠償責任と東京電力役員の刑事責任と、問題の対象が異なる。

さらに、証拠関係が全く異なることを指摘したい。

本件においては、捜査機関が集めた捜査資料を駆使して、東京電力や東電設計、長期評価と津波評価技術の策定に当たった多数の専門家に対する尋問が重ねられている。

これらの証拠調べにもかかわらず、本件の一審と控訴審においては被告人らの刑

事責任を認めるには至らなかった。

しかし、この証拠がほぼ完全に提出された(被告人側の申請した証人、被告人質問の調書までが被告から提出された)東電株主代表訴訟において、東京地裁民事第8部(商事部)は、被告人ら3名だけでなく、本件事故当時の東京電力の社長である清水正孝に対しても、連帯して、13兆3210億円を支払うことを命ずる判決を下している。

このように、本件は、貴裁判所が昨年判断した国家賠償訴訟とは、争点も当事者も、さらには証拠関係も異なるのであるから、一から合議をやり直し、原判決を破棄することを強く求めるものである。

2 津波の現実的な可能性の認識を求めることが誤り

本年1月18日、東京高裁第10刑事部(細田啓介裁判長)は、一審無罪判決に対する指定弁護士の控訴を棄却し、原判決を維持するとの判断を示した。

これを受けて、指定弁護士による上告趣意書が本年9月13日に提出された。

上告の趣旨は、「指定弁護士の控訴を棄却し、被告人らが無罪とした第一審判決を維持した原判決には、これを破棄しなければ著しく正義に反する判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認、審理不尽(刑事訴訟法411条3号)、及び法令の違反(同条1号)がある。」とするものであり、高裁判決の破棄を強く求めている。

指定弁護士は、趣意書の冒頭で、「原判決の基本的な誤りは、本件が津波という自然災害に伴う原子力発電所の重大事故であるということに、全く目を向けていないという点にある。原判決には、本件が自然災害を原因とする深刻な重大事故であるという視点、さらには、被告人らは、原子力発電所の管理・運営に極めて重大な責務を負っているという視点が全く欠けている」ということを指摘している。そのうえで、上告趣意書で最も強く主張している点は、原発の安全対策を義務付けるために「現実的な可能性」の認識を求めること自体、基本的に誤っている(2頁)としている点である。

すなわち、原判決は、「文部科学省に設置された政府の特別機関である地震本部の下にある長期評価部会において、多数の関連分野の専門家委員らによる審議を経て取りまとめられたものであり、見過ごすことのできない重みを有していたものといえる」と述べたものの、「日本海溝寄りの領域に関しては、判断の結論だけで、一般に納得可能な明確性をもって理由が提示されているとはいえず、その見解が特定の波源モデルを確定的に設定した上での津波評価による対策を要求していると解されるかどうかについては、その後の研究成果等も踏まえて、検討する余地があると理解できる部分があったと言わざるを得ない」などとして、原子力発電所の設置、運転に携わる者らに対して、「本件発電所に10m盤を超える津波が襲来するという現実的な可能性を認識させるような性質を備えた情報であったというまでは認められない」と判示した。

しかし、地震・津波などの自然災害については、「現実的な可能性」の認識など前提のしようもない。津波予測には、事故当時においても、現時点においても限界があり、「いつ」「どこで」「どのくらいの高さ」で津波が発生するのかを正確に予測することは不可能である。したがって、「現実的な可能性」があると認識することを問題にすること自体無理がある。「現実的な可能性」を認識しない限り対策をしなくてよいことになれば、およそこれに対する対策をしなくてよいということになってしまう。

上告趣意書は、

(i)「発電用軽水型原子炉施設の性能目標について一安全目標案に対応する性能目標案について一」において、発電炉の性能目標の定量的指標値として、炉心損傷頻度は1年あたり1万分の1 (10^{-4} /年)程度、格納容器機能喪失頻度は1年あたり10万分の1 (10^{-5} /年)程度とされていたことからして、少なくとも10万年に1回程度の頻度で、敷地高を超える津波の襲来可能性を認識させる情報であれば、これを考慮に入れた津波対策を講じるべきことが求められていること、

(ii) 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」において、「極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」(甲A66・4027) や、さらに「残余のリスク」(甲A66・4015) をも考慮すべきことが求められており、これに対処するため設けられた電事連耐震指針検討チームにおいてさえ、同年12月にとりまとめた資料によれば、工学的に無視できるレベルは「例えば 10^{-7} /年」とされていたこと、

(iii) 伊方原発最高裁判(平成4年10月29日民集46巻7号1174頁)において、深刻な災害が「万一にも起こらないようにする」ための安全性を確保すべき注意義務を尽くすことが求められていること等を挙げ、「長期評価」について、「現実的な可能性を認識」できる情報ではない等として切り捨てるなどということは決して許されないと批判している。まことに正鵠を射た上告趣意である。

3 最高裁多数意見は長期評価の信頼性を否定していない

また、指定弁護士は2022年6月17日の損害賠償請求(国家賠償請求)事件等の判決において、最高裁の多数意見が、東電の津波計算結果について「安全性に十分配慮して余裕を持たせ、当時考えられる最悪の事態に対応したものとして合理性を有する試算であった」としていることを引用し、最高裁が、長期評価の信用性を否定していないことを指摘し、原判決はこの最高裁判決の多数意見とも決定的に矛盾することを指摘している。

そのうえで、最高裁判決の誤りは、敷地の南東側からの海水の侵入を防ぐことに主眼を置いた防潮堤等以外の対策を取ることとなった蓋然性を否定し、仮に防潮堤等がつくられたとしても、大量の海水が敷地に侵入することは防げなかったとしている点にあると指摘する。

4 被告人武藤の対策先送り方針は土木調査グループの方針を真っ向から否定したものである

そのうえで、上告趣意書は被告人の武藤、武黒、勝俣の3人が、どのような事実を認識することができたかについて、証拠にもとづいて丹念に確認している。

被告人武藤については、2008年6月10日の会議における土木調査グループの説明は、①地震研究者の間でも、「長期評価」の見解には相応の支持があり、②主だった研究者に確認した結果からも、「長期評価」の見解の信頼性を否定することはできず、③他の原子力事業者も、「長期評価」の見解を取り入れた津波対策を検討中であるのに、東京電力が「長期評価」の見解を取り入れないとするのは困難であり、さらに、④同じ福島第一原子力発電所のバックチェックにおいて、基準地震動S_sの評価には「長期評価」の見解を取り入れ、また、東通原子力発電所の設置許可申請でも、基準地震動S_sの評価に「長期評価」の見解を取り入れていながら、福島第一原子力発電所の津波評価において「長期評価」の見解を取り入れないとするのは困難であるなどというものであった。

要するに、耐震バックチェックには「長期評価」の見解を取り入れざるを得ないということであり、その上で、これを取り入れた計算結果を踏まえた津波対策工事の具体的検討が必要であって、かつそれが可能であることを訴えるものであった。

そして、この段階での被告人武藤の部下に対する指示も、今後の津波対策工事に向けた具体的検討事項に関するものであったことを指摘している。

そして、2回目の7月31日の会議でも、土木調査グループなどから津波対策工事を進めるうえでの具体的方策を中心とする詳細かつ具体的な報告を受けたことを指摘している。

このような事実を踏まえて、7月31日に被告人武藤が、「長期評価」の見解及びこれに基づく計算結果に相応の科学的信頼性が認められないとして、「研究」を指示したことは、土木調査グループの方針を真っ向から否定するものであったとし

ている。この点はまことに明快である。被告人武藤が、部下の進言に対して、「分かった。応急対策を含めて、至急津波対策を進めてくれ。」と指示しさえすれば、福島第一原発事故を防ぐことはできたのである。

5 被告人武黒にも津波対策の重要性を認識できる多数の契機があった

被告人武黒は、2008年2月16日の御前会議で「長期評価」の見解に基づく津波高さがかなり高くなりうることを知らされていた。

同年8月には、被告人武藤から、「長期評価」の見解に基づいて、福島沖に津波波源を置いて計算してみたところ、「大変に高い津波水位」となることを報告された。

また、被告人武黒は、2009年2月11日の御前会議で、吉田原子力設備管理部長が「もっと大きな14m程度の津波がくる可能性があるという人もいて、前提条件となる津波をどう考えるかそこから整理する必要がある」と発言したことを受けて、「女川や東海がどうなっているのか」と質問し、酒井から「女川はもともと高い位置に設置されており、東海は改造を検討中である。浜岡は以前改造しており、当社と東海の問題になっている」との回答を得た。当日の書記役であった原田友和は、当日の配布資料の中の「地震随伴事象(津波)」の部分に「問題あり、だせない(注目されている)」と書き込んでいる。

さらに、2009年4月または5月頃、吉田部長からO. P. +15.707mの津波計算結果の報告を受けていた。

6 被告人勝俣にも津波対策の重要性を認識できる契機があった

津波計算の根拠が推本の長期評価であることを認識していた被告人武藤と被告人武黒だけでなく、被告人勝俣についても、2009年2月の御前会議における吉田原子力設備管理部長、被告人武黒及び酒井の問答から、高い津波高さを示す計算結果は、「決して過小評価できる情報ではなく、他の原子力事業者も対策を迫られる

ような見解であり、津波対策が新たに実施されない限り、…過酷事故が発生する可能性があることなどを当然に認識することができる情報であった」と指摘している。このような論理は、東電株主代表訴訟における2022年7月13日判決と同旨である。

7 水密化などの的確な津波対策によって結果回避は可能であった

上告趣意書は、原判決が、O. P. +15.707mの計算結果に基づく対策として、

- ① 防潮堤を設置するなど津波が敷地へ遡上するのを未然に防止する措置
- ② 建屋の大物（機器）搬入口や人の出入口などに水密扉を設置し外壁開口部に防潮壁等を設置するなどして建屋内への浸水を防止する措置
- ③ 重要機器が設置されている部屋に水密扉を設置し配管貫通部を水密化するなどして重要機器室への浸水を防ぐ措置
- ④ 原子炉への注水や冷却のための代替機器を浸水のおそれがない高台に準備する措置

の全ての措置を講じたとしても、本件事故を回避することはできなかったと認定したことについて、全くの誤りであったと強く批判している。

とりわけ、結果回避可能性に関する根幹ともいえるべき渡辺敦雄証人の尋問請求を却下しておきながら、指定弁護士の立証がなされていないと指摘している原判決が、審理不尽の違法を犯していることは明白である。渡辺氏は、後藤政志氏とともに東電の株主代表訴訟で証人となり、水密化の措置をとるとした場合、どのような設計となり、そこにはどの程度の設計上の余裕が見込まれたかなどを的確に証言した。この証言は、3被告人と清水社長に対して13兆3千億円余りの支払いを命じた東京地裁2022年7月13日の判決に結実している。

さらに、①の防潮堤の設置が不十分なものであったとしても、②③④の全ての対策を講じていれば全電源喪失に至ることはなく、本件事故を回避できたこと

は、東京電力の上津原も証言していることである。

8 ホテルやデパート火災における経営者の過失責任を問うた判決との類似性

最後に本件の事例はホテルやデパート火災における経営者の過失責任を問うた事件との類似性が指摘されている点が注目される。

上告趣意書は、ホテル・ニュージャパン事件の最高裁平成5年11月25日決定が、「昼夜を問わず不特定多数の人に宿泊等の利便を提供するホテルにおいては火災発生の危険を常にはらんでいる上、被告人は、(略)であることを認識していたのであるから、自ら又はHを指揮してこれらの防火管理体制の不備を解消しない限り、いったん火災が起これば、発見の遅れや従業員らによる初期消火の失敗等により本格的な火災に発展し、従業員らにおいて適切な通報や避難誘導を行うことができないまま、建物の構造、避難経路等に不案内の宿泊客らに死傷の危険が及ぶおそれがあることを容易に予見できたことが明らかである。」と判断している。

このようなホテルやデパートにおける火災の事例について慶応大の井田良教授の次のような見解を引用している。

「ここでは、出火に関する予見可能性があるのかどうかの問題である。出火の原因が不明で、それはおそらく放火だったのではないかと疑われる事例を考えると、火災の発生の可能性はそれ自体としてはかなり低いものであり、それはまさに万が一の事態であり、危惧感以上のものを認め難いのではないかと思われる。もし結果回避義務とは独立に、結果発生を前提としてその予見可能性があるかどうかを問題とすれば、予見可能性そのものは低く、むしろ否定されざるを得ないことになるであろう。これに対し、ここでは万一の事態（そして起こってしまったからは取り返しのつかない事態）に対処することが要求される形の結果回避義務が問題となっていることから、それを課すために要求される予見可能性の程度はかなり低いものであってよいと考えてはじめて、過失処罰の要件としての予見可能性は肯定されるのである。」（井田良「変革の時代における理論刑法学」154、155頁）。

まさに、原発事故は可能性が大きくはなくとも、起こってしまったからは取り返しのつかない事故の典型例である。ホテルやデパート火災では、万が一の場合の対策を講じていなかった会社役員の刑事責任が現実認められている。本件における被告人らの責任の構造を明らかにした見事な上告趣意であり、被害者としては、この上告趣意に基づいて原判決を破棄することを強く求めるものである。

9 私たちは上告趣意書の結論を支持する

上告趣意書は、その結論を次のように結んでいる。私たちは、この結論を全面的に支持し、原判決を破棄することを強く求める。

「(津波)計算結果により、10m盤を超える津波がいつ襲来するかわからない状況であることが、既に判明していた。そうである限り、…いつこのような事故が起こるかわからないのであるから、速やかに防護策に着手し、それが完了するまでの間、浸水を防ぐため原子力発電所の稼働を停止する、そうすれば、仮に工事が間に合わなくても事故を防ぐことができたのである。

本件は、このように極めて単純な事件である。東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長が、令和5年7月17日、「「ノーモア・フクシマ」いわき市民訴訟原告団」に対して、「当社としては防ぐべき事故を防げなかったことについて深く反省する」などと述べて「謝罪」（添付資料4）の意を表明しているとお
り、本件過酷事故は、東京電力が自らの手で防ぐべき事故であったのであり、防ぐことができた事故であった。

これらの事情は、これまでに取り調べられた様々な証拠によってすでに明白にされているばかりでなく、原審において指定弁護士が請求した証拠により、一層明白になったはずである。事実取調請求を却下しておきながら、立証がなされていないなどというのは、まさしく支離滅裂と評すべき以外の何物でもない。

原審が、指定弁護士による事実取調請求を却下し、さらにさまざまな事実誤認を犯していることは、著しく正義に反する。これらの重大な誤りは、判決に影響を及

ぼすことが明らかである。裁判所においては、その正義を回復するため、原判決を破棄し、被告人らの刑事責任を明らかにする判決をなされるよう強く求めるものである。」

第2 双葉病院で起きた被害を2度と繰り返さないために

1 福島第一原発事故によって引き起こされた双葉病院事件では、福島第一原発事故からの避難の過程で、入院患者ら44名もの命が奪われてしまった。

双葉病院事件について、本件で取り調べられた双葉病院の医師、看護副部長、ドールヴィル双葉のケアマネジャーの証言や、消防隊員、自衛隊員等の供述調書などから、次のような事実が詳らかにされた。

双葉病院は、福島第一原発から南西に約4.5キロの至近距離に位置し、2011年3月11日の時点では寝たきり状態の高齢患者ら338人が入院し、隣接する系列の介護老人保健施設「ドールヴィル双葉」にも入所者が98人いた。

3月12日早朝に原発の半径10キロ圏内に避難指示が出され、午後2時頃から、双葉病院の入院患者のうち209人と医師や看護師などおよそ50人の病院スタッフがバスで避難した（第1陣避難）。

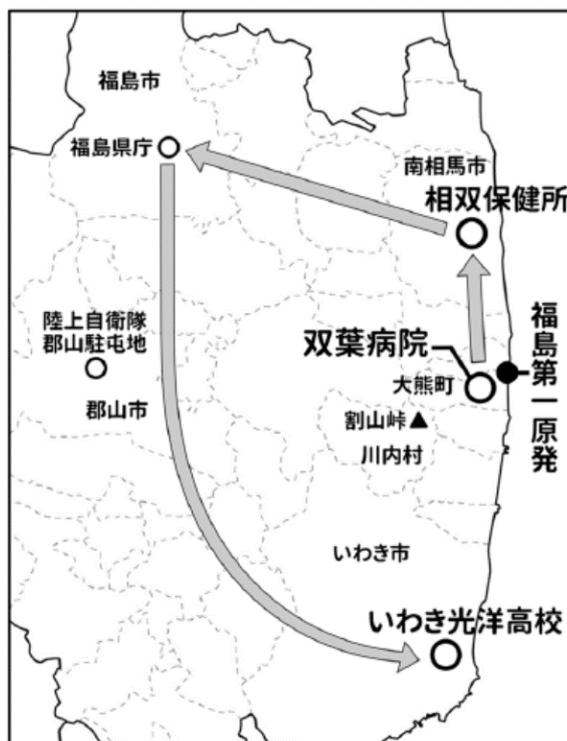
3月12日午後3時頃に自衛隊は双葉病院に残された患者らの救出のために郡山駐屯地を出発したものの、午後3時30分頃に1号機が爆発したため、タイベックスーツなどの放射線防護の装備が必要となり、駐屯地へ戻らざるを得なかった。

3月14日午前0時頃によく放射線防護を整えた自衛隊が郡山駐屯地を出発し、午前4時頃に双葉病院に到着した。午前10時30分頃までには患者らを乗せたバスを相双保健所へ向けて出発させた（第2陣避難）。双葉病院には寝たきり患者ばかりで福島県が用意したバスに全員を乗り換えさせることができなかった。

第2陣の避難で出発したバスは、普段なら30分ほどで到着するところを約1時間30分もかかって、正午頃に相双保健所に着いた。保健所に到着後、原発事故の混乱で行先が決まらず、患者らはバスに乗ったまま待機していた。午後3時頃にい

わき光洋高校へ移動することになり、出発した。

3号機が爆発したこともあり福島第一原発に近い海岸沿いの道路を通ることはできず、福島市へ出て高速道路を使って高校へ向かい、午後8時頃に高校へ到着した。約9時間30分、200km以上にわたる避難となった。



(福島原発告訴団・福島原発刑事訴訟支援団が国会事故調報告書記載の避難経路を基に作成)

患者らは、寝たきりで、点滴を外されてバスに乗せられており、10時間もの間、食べたり飲んだりできず、排せつのケアも受けられなかった。バス車内で3人が死亡し、高校に到着した日の翌日に11人が死亡した。

病院に残った職員は、患者らのケアを続けていた。職員が仮眠をしていたところ、急に警察官にたたき起こされ、車に乗せられ、割山（わりやま）峠付近まで避難させられた。警察が、自衛隊が荷台のようなものを置いて急にいなくなったことに気付いて、異常事態のもとでの緊急避難であった。

3月15日の午前1時半ころに自衛隊が双葉病院へ向けて出発し、午前9時頃に

救出活動を開始した。第3陣避難である。

自衛官の供述調書によると、救助作業中に「線量計（累積線量が1 μ Sv上がるごとに音が鳴る）の音が鳴る間隔がどんどん短くなり、放射線の塊が近づいてくるような感覚」、「随行していた若い医官が「もうだめだ。逃げろ」などと叫び始めた」という衝撃的な状況が明らかになった。

結局、40名ほどを救出したところで線量が限界に近づき、救助活動を中断せざるを得なくなった。

3月15日に救出活動が再開され、午前11時半には7名が救助された（第4陣避難）。作業に当たった自衛官の調書によれば、部下に指示して病院内を確認したところ、ほかに患者がいなしとの報告だったので、スクリーニングを受けるため二本松市に向かった。しかし、その後別棟に35名の患者が残されていることが分かり、再び病院に戻り、15日の深夜までかかって残りの35名の救助が行われた（第5陣避難）。

避難と救助が困難となった原因は、いずれも原発事故で放出された放射性物質にある。原発事故さえなければ病院で家族に囲まれながらその後も天命を全うすることができたはずの患者らが、放射性物質によって救出や避難が妨げられ、命を奪われてしまったのである。

なお、この双葉病院からの避難の詳細は、添付資料3において、一審の東京地裁で取り調べられた供述調書、尋問調書等に基づいて述べる。

2 地裁判決も原判決も、この凄惨な被害の実態を全く判決において事実として認定せず、被害の現実から目を背けている

以上の事実は、検察官が収集した証拠、指定弁護士による証人尋問において完璧に立証された。しかし、地裁判決も原判決もこの被害の実態を全く判決において事実として認定していない。

東京電力は、福島原発を立地するにあたって、原発事故の発生を懸念する地域住

民に対して、原発は絶対安全であり、地元の住民に被害を与えるような事故が起きることはないとくりかえし説明してきた。

このような判決を、このまま確定させることは、亡くなった被害者の命に対する冒とくであり、このような東京電力の説明を信じ、双葉町とその周辺で暮らしていた、被害者とその家族たちに対する裏切りである。

第3 被害者は、裁判官草野耕一に対して、本件審理からの回避を求める

1 裁判官草野耕一に回避を求める根拠

被害者としては、裁判官草野耕一に対して、本件審理からの回避を求めるものである。その意見には、次に述べるように、具体的な根拠がある。

後藤秀典氏の著書『東京電力の変節——最高裁・司法エリートとの癒着と原発被災者攻撃』（添付資料2）が、原発事故の損害賠償に取り組む弁護士や原告らに波紋を広げている。高裁段階で4件の事件の上告審が係属していたが、うち3件は国の責任を認めていた。原告勝訴の判決が下されることを疑う者はほとんどなかった。したがって、2022年6月17日最高裁判決において、国に対する請求が棄却されたことは、当事者だけでなくメディアにとっても、予想外の判決であった。

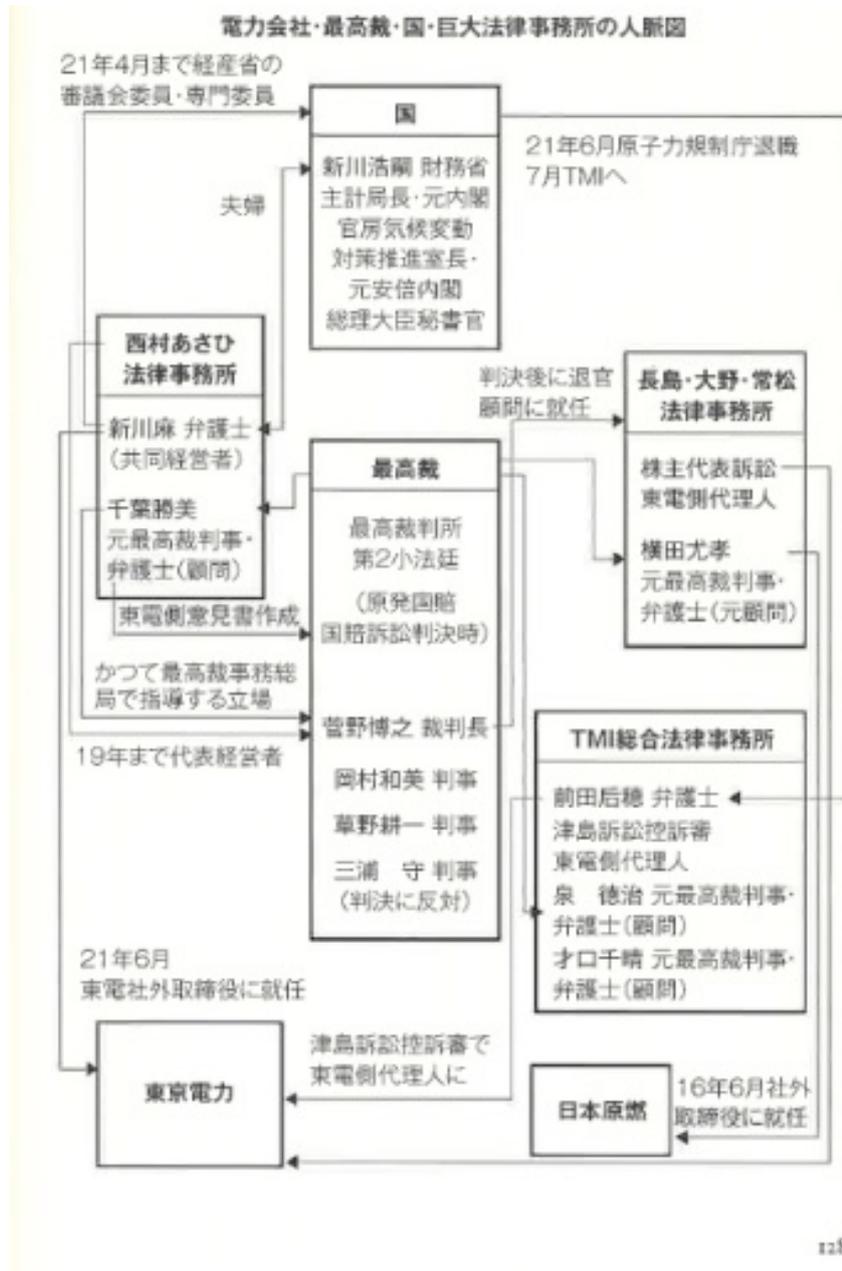
『東京電力の変節』は、もとNHKでディレクターをされていた後藤秀典氏が、原発事故賠償訴訟とADRの現場を追った労作である。東京電力が加害者でありながら、原発事故賠償訴訟の法廷で、被害者住民を傷つけている異様な姿が前半に描かれ、後半には、6.17判決の背景が綿密な取材によって明らかにされている。

後半の第二章は、新日本出版の『経済』2023年5月号に掲載された「『国に責任はない』原発国賠訴訟・最高裁判決は誰がつくったか」を大幅に加筆・補充したものである。後藤氏の結論は、この最高裁判決の多数意見は、最高裁と東電・国と、大手4大法律事務所のトライアングルが生み出したものであり、原子力の復活策を進める岸田政権に過剰に付度したものであるというものである。

2 草野裁判官らと本件の共同被告である東京電力との関係についての後藤氏の調査結果

最高裁第二小法廷は戸倉長官を除く菅野博之裁判長・三浦守・草野耕一・岡村和美の4人の判事が、この原発賠償事件を担当していた。菅野、草野、岡村の3人が国の責任を否定する判決多数意見を構成した。法務・検察出身であり、前大阪高検検事長の三浦守判事は「国に責任がある」という内容の反対意見を述べた。三浦意見は、事実認定と適用法令をきっちりと整理したうえで、判決の体裁で述べられた異例な反対意見である。

これに対して、多数意見は、極めて簡略なものであり、正確な事実の認定もなく、法条の適用も正確になされていないという、こちらも異例な多数意見である。



(「前掲書」128頁)

この多数意見を主導したと考えられる菅野博之裁判長は、1980年に裁判官任官、水戸地方裁判所所長、東京高等裁判所部総括判事、大阪高等裁判所長官などを歴任し、2016年に最高裁判所判事に任命された。我々、東京で弁護士をしている代理人たちは、何度か事件を担当していただいた経験を持っている。裁判官在任時は、公正で独立した裁判官であると我々は感じていた。ところが、原発事故国賠

訴訟で国に対する請求を棄却した判決を出した翌月の22年7月に退官し、8月3日に長島・大野・常松法律事務所の顧問に就任した。これは驚くべき身の処し方である(「同書」126頁)。

なぜなら、長島・大野・常松法律事務所の藤縄憲一弁護士、梅野晴一郎弁護士、荒井紀充弁護士、柳沢宏輝弁護士、須藤希祥弁護士、中村慶彦弁護士及び椿浩明弁護士は、東電株主代表訴訟で補助参加人である東京電力の代理人を務めているからである。長島・大野・常松法律事務所のホームページには、菅野氏が顧問になるにあたって、「当事務所は、菅野弁護士の入所を機に、紛争解決業務の一層の強化をはかり、依頼者の皆様により良いリーガルサービスを提供できるよう努めてまいり所存です」と告知されている(「同書」127頁)。

次に、草野耕一判事は、最高裁判事になるまで、弁護士としての経歴を重ねてきたが、2004年に西村ときわ法律事務所の代表経営者となっている。その後、西村ときわ法律事務所は現在の西村あさひ法律事務所となっている。西村あさひ法律事務所は、五大法律事務所の一つで、750人以上の弁護士を抱える日本における最大規模の法律事務所であり、草野氏は、2019年に最高裁判事になるまで、この法律事務所の代表経営者を15年にわたって務めていた(「同書」129～130頁)。

2020年12月、東京電力は、最高裁に係属していた4件の事件の一つである生業訴訟で最高裁判所に対し、上告受理申立て理由書に「元最高裁判所判事・弁護士」の肩書付きの千葉勝美名義で「東京電力福島第一原子力発電所事故損害賠償請求訴訟に関する意見書」を添付して提出した。その内容は、

- ① 中間指針(国の定めた賠償指針)を基に東京電力が自主的に決めた賠償額を超える賠償は、個別の事情がない限り払う必要はない。
- ② 地震による大津波襲来の確率は、多面性、多様性、不確実性、科学的。専門性を有するものであるのだから国の地震調査研究推進本部が出した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(長期評価)には、多面的な評価

が成り立ち得る。よって、これを信用せず、津波に対する対策を打たなかったから事故を防げなかったという見方には疑問が持たれる。

- ③ 自主避難者への賠償は、因果関係があるかないかを厳密に追及して定められたものではなく、被害者保護の意味合いを含めて示されたものと理解される。東京電力が支払ってきた賠償は法的な相当因果関係の程度を超えたものであることは明らかだ。よってこれまで払ってきた以上の賠償を払う必要はない。

というものであった(「同書」130～131頁)。

この千葉元最高裁判事の意見書は、全国の避難者訴訟、千葉訴訟など他の原発事故損害賠償訴訟などでも提出されている。

千葉氏は、2016年に最高裁判事を退官した後、当時草野最高裁判事が代表経営者を務めていた、西村あさひ法律事務所のオブカウンスル(顧問)に就任している。そして、千葉氏が、1983～4年、最高裁判所事務総局行政局参事官を務めていたころ、菅野氏は、同局付で働いていた。つまり、菅野氏は千葉氏の直属の部下だったことになる。

元東京高裁判事の大塚正之弁護士は、「千葉勝美が意見書を出してきたときに私の頭にぱっと浮かんだのが菅野博之なんです。要するに菅野は千葉勝美の指導を受けて行政局で育っていった人間ということです。その千葉勝美が第二小法廷に意見書を出してきたんで、これはもう結びついてるなという風を感じたんです。だから最高裁で国は勝つ、勝たせる判決が出るかもしれないというのが私の頭にずっとあって、予想通りそうだったんですよね」と述べている(「同書」133～134頁)。

また、2001年から西村あさひ法律事務所に20年以上在籍し、菅野氏とパートナー(共同経営者)を務めている新川麻弁護士は、経済産業省の「総合資源エネルギー調査会再生可能エネルギー大量導入・次世代電カネットワーク小委員会」、
「次世代技術を活用した新たな電カプラットフォームの在り方研究会」など、エネルギーにかかわる政府の八つの審議会の委員や専門委員を務めていたが、2021

年、東京電力の社外取締役役に就任している。夫の新川浩嗣氏は2022年1月に財務省の主計局長となっている（「同書」134～136頁）。

その他に、西村あさひ法律事務所は、複数の所属弁護士が東京電力及びその名を冠した関連会社における出資や株式取得に関してリーガルアドバイスをを行ったことをホームページ上で広報する等、同事務所が東京電力と密接に関わっていることは公知の事実である。

なお、岡村和美弁護士は、1983年の弁護士登録後、「長島・大野」法律事務所（「長島大野常松法律事務所」の前身）に所属していた。その後、1990年モルガン・スタンレー・ジャパンを経て、2000年に法務省に検察官として任官し、国際課長、人権擁護局長、消費者庁長官などの歴任したうえで、最高裁判事に就任している。長島大野法律事務所在籍時から、かなりの時間を経過しているが、その人脈は続いていると想定され、菅野判事の長島大野常松事務所への「天下り」に何らかの関与をしていたとしても不思議はない（「同書」129頁）。

このように、多数意見を構成した三名の判事は、本件審理の前後、いずれかの時点で、巨大ローファームと関係を持っており、とりわけ、草野判事は、東京電力と深い利害関係があり、本件の審理を担当するうえで、裁判官としての職務の公正が疑われてもやむを得ない状況にあるといえる。

3 草野判事には、「裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情」がある

(1) 憲法32条の定める裁判を受ける権利の保障は、公正な審理・裁判を受ける権利の保障を含意している。しかし、公正な審理・裁判を保障するためには、手続の公正だけでなく、裁判所（とりわけ裁判官）の中立性・公平性が確保されていなければならない。除斥・忌避・回避制度は、このような憲法的要請を受けて、個々の事件との関係で裁判官の公平を確保し、裁判の公正に対する利用者・国民の信頼を維持するための手当の一つとされている。

事件と特殊なかかわりのある裁判官であっても、公正な裁判をなしえないという

わけではない。むしろそのような場合でも公正な裁判をするのが裁判官の職責ですらある。それにもかかわらず除斥・忌避・回避の制度が設けられているのは、裁判の公正に関する当事者・国民の疑惑・疑念を払拭するためであって、言い換えれば、裁判官の外見上の中立性・公平性が重視されているからなのである（以上につき新堂幸司ほか編『注釈民事訴訟法（1）』311頁）。

(2) なお、最決平成10年12月1日民集52巻9号1761頁（いわゆる寺西判事補懲戒処分事件最高裁決定）において最高裁は、「憲法は、近代民主主義国家の採る三権分立主義を採用している。その中で、司法は、法律上の紛争について、紛争当事者から独立した第三者である裁判所が、中立・公正な立場から法を適用し、具体的な法が何であるかを宣言して紛争を解決することによって、国民の自由と権利を守り、法秩序を維持することをその任務としている。このような司法権の担い手である裁判官は、中立・公正な立場に立つ者でなければならず、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法と法律にのみ拘束されるものとされ（憲法76条3項）、また、その独立を保障するため、裁判官には手厚い身分保障がされている（憲法78条ないし80条）のである。裁判官は、独立して中立・公正な立場に立ってその職務を行わなければならないのであるが、外見上も中立・公正を害さないように自律、自制すべきことが要請される。司法に対する国民の信頼は、具体的な裁判の内容の公正、裁判運営の適正はもとより当然のこととして、外見的にも中立・公正な裁判官の態度によって支えられるからである。」と判示している。この判示内容からしても、忌避・回避制度が司法に対する国民の信頼確保のために果たす役割の重要性は、明らかである。

(3) 「裁判官についての裁判の公正を妨げるべき事情」の解釈

忌避の理由として民訴法24条1項が定める「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、「通常人が判断して、裁判官と事件との関係から見て偏頗・不公平な裁判がな

されるであろうとの懸念を当事者に起こさせるに足りる客観的な事情」（秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅰ〔第2版〕』〔2006〕241頁，兼子一原著『条解民事訴訟法〔第2版〕』〔2011〕142頁〔新堂幸司＝高橋宏志＝高田裕成〕など参照）と解するのが相当である。

このような解釈は裁判実務でも採用されてきたものであって、例えば金沢地決平成28年3月31日判時2299号143頁は、「民訴法24条1項が忌避事由として定める『裁判の公正を妨げるべき事情』とは、当該裁判官が当該事件やその当事者と特別な関係を有することにより、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を通常人に抱かせる客観的な事情をいうと解される」とした上で、生活保護基準引き下げをめぐる同種訴訟の訟務に関わった訟務検事が生活保護基準引き下げをめぐる訴訟の審理を裁判官として担当したことについて、「基本事件と主要な争点と同じであるにとどまらず、強い関連性を有するさいたま事件において、平成27年3月末頃までその一方当事者である被告国等の指定代理人として現に中心的に活動し、かつ、基本事件の被告国等の主張書面の作成にも何らかの影響を及ぼした可能性のある者が、その直後の同年4月1日から基本事件の受訴裁判所を構成する裁判官として関与するということになれば、通常人において、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を抱かせるに十分であり、かつ、このような懸念は単なる主観的なものではなく、事件との特別な関係を有するという客観的な事情に基づくものであるといえることができる。」として「裁判の公正を妨げるべき事情」に該当すると判断して、同一の事件に一方の代理人として関与していなかった場合であっても忌避申立を認めている。

また、当職らが近時に経験した事例にも、次のようなケースがある。日本原子力発電の東海第二原発の周辺住民らが、同原発の運転差し止めを求めた訴訟（地裁は21年3月、被告日本原電に運転差し止めを命じ、被告日本原電が控訴している）の控訴審で、本年1月、東京高裁で審理を担当する部が交代したケースである。

担当部の裁判長がかつて法務省に出向し、原発関連の行政訴訟で国側代理人を務

めていたことを理由として、一審原告住民側が交代を求めた。この訴訟は、2012年、運転差し止めとともに、国を相手に設置変更許可の無効確認などを求めて水戸地裁に提訴されたが、裁判の長期化を避けるため、原告らは後に国相手の訴えは取り下げていた。控訴審は、永谷典雄裁判官が裁判長を務める部が担当したが、永谷氏は以前、国が被告の訴訟に対応する法務省訟務局の前身部署に人事交流で異動して複数の原発関連訴訟に国側の立場で携わり、今回の訴訟で国相手の訴えが続いていた時期は訟務担当の大臣官房審議官などの要職にあった。一審原告代理人らが22年12月、「裁判の公正を妨げる恐れがある」と裁判長交代を申し入れたところ、1月「諸般の事情に鑑み、担当部を変更する」と伝えられた(朝日新聞2023年1月25日)。

(4) 「裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情」の存在

前掲・新堂幸司ほか編「注釈民事訴訟法(1)」335頁でも「百里基地訴訟の上告審において、ある最高裁判官は、同事件の第一審に国の指定代理人が提出した最終準備書面の作成に法務省の訟務部長として関与するという具体的な職務行為をしていたことを理由に、裁判官会議の許可を得て回避した(朝日新聞昭和63年7月22日朝刊)」という事例を紹介している。

草野判事の経営する事務所の共同経営者が東京電力の社外取締役となっていること、さらに、自ら経営する事務所に所属する元最高裁判事が東京電力の依頼を受けて、専門家意見書を自らの担当している事件の東京電力の上告理由書に添付して提出していたことは、明らかに「裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情」があるといえる。

4 草野裁判官意見は、証拠に基づかない意見である

前記の国賠訴訟最高裁判決における草野裁判官の意見は、「本件規制権限が行使されていても、本件地震が実際に発生した規模のものである限り、本件事故と同様

の事故の発生を回避できなかった可能性が相当程度以上あり、かつ、本件規制権限が行使されていなくても、本件地震が本件長期評価の想定する規模のものである限り、本件事故と同様の事故の発生を回避できた可能性が相当程度以上あった。」とし、各号機ごとに、本件地震が本件長期評価の想定する規模のものである限り、本件事故と同様の事故の発生を回避できた可能性が相当程度以上あったことを論じている。

しかし、ここでの草野裁判官が認定している事実関係は、4つの原判決のいずれにおいても全く認定されていない。とりわけ、「1号機及び3号機のタービン建屋の開口部の前には深さ約6mの逆洗弁ピットがあった」との事実は、4つの原判決における認定事実はおろか、各事件の訴訟資料にも一切登場しなかったはずのものであり、訴訟記録外からの情報によって認定し、その判断の基礎に据えたことが強く疑われるところである。

上告審は、法律問題に関する審理を行い、上告審の裁判所は、原則として原判決で認定された事実拘束される。もちろん、最高裁が高裁まで取り調べられている証拠にもとづいて、当事者の主張に照らして、原審の行った事実認定に経験則違反があるなどとして、原判決を破棄した例はある。しかし、草野判事の意見は、多数意見の補強とは述べているものの、誰が作成したものか、いかなる内容かもわからない、独自の資料に基づいて、国の責任を認めた原判決を破棄すべきことを述べている。つまり、訴訟記録にない証拠に基づいて、原判決を論難しているのである。草野判事の意見は、最高裁判所の役割、その判断すべき事項について、正確に理解しているかどうか、疑念を抱かざるを得ない面妖な意見であるといわなければならない。

5 被害者は草野判事の本件事件の審理からの回避を求める

以上のとおりであり、被害者代理人としては、草野判事には、「裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情」があり、本件事件の審理からの回避を求めるもので

ある。

第4 本件の審理を大法廷で行うべきことを求める

1 本件は類似の争点に関して最近判断が示された最高裁判決の判示の相当性が問われている事件である

本件は法令の違憲性が争点となっている事件ではない。しかし、6. 17判決と、推本の長期評価の信頼性、津波対策による福島原発事故の結果回避の可能性という類似した争点について、先の最高裁判決時と比べて、格段に充実した証拠資料に基づいて、最高裁判所が判断することが求められている。

2 最高裁判決後も、下級審の判断は定まらず、実質的に最高裁判決の判示に反する判決がなされている

最高裁判決の後も、本件の東電刑事裁判の証拠資料に基づいて、長期評価の信頼性を肯定し、国の義務違反、東京電力の重大な過失を認定した判決が下されている。

2023年3月10日のいわき市民訴訟の仙台高裁判決(小林久起裁判長)は、国の国家賠償責任は認めなかったものの、長期評価には信頼性があり、2002年の公表直後に津波の試算をしていれば、同年末までに巨大津波を予見できた、国が東電に津波対策を命じれば「重大事故が起きなかった可能性は相当高い」とし、国が規制権限を行使しなかった不作為は「極めて重大な義務違反であることは明らか」とまで踏み込んだ判示をしている。

そして、同判決は、東京電力の過失責任については、慰謝料算定のための事情として、「被告東京電力は、平成14年7月の長期評価の公表後、これに基づく津波の試算を速やかに行っていない上、5年以上経過した平成20年4月に東京電力設計から長期評価により想定される津波の試算を受け、敷地の高さを越える津波が福島第一原発を襲う危険性を具体的に認識し、想定される津波による施設の浸水を防

ぐ対策を検討したにもかかわらず、平成20年7月には対策を先送りすることを決定し、何ら対策を講ずることなく、平成23年3月11日の本件事故の4日前まで、保安院にも想定される津波の試算を報告することもせず、福島第一原発の稼働を続け、対策を講じていれば相当程度高い可能性をもって防ぐことができたはずの本件事故を発生させたのである。本件事故の際と同程度の津波が到来し、浸水により電源設備が機能を喪失して重大な原発事故が発生することを具体的危険として認識しながら、経営上の判断を優先させ、原発事故を未然に防止すべき原子力発電事業者の責務を自覚せず、周辺住民の生命身体の安全や環境をないがしろにしてきたというほかはないことは、原告らの精神的苦痛の評価にあたって考慮するのが相当である。」と判断し、明確に重大な過失責任があることを認めているのである(同判決30頁)。この判示によれば、本件において、被告人らが刑事責任を負うべきことは明らかである。

3 本件は大法廷で審理することが相当である

(1)本件は、「法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき」(裁判所法10条3号)に該当する

最高裁判所が大法廷における審理を行わなければならないのは、「当事者の主張に基いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するとき(意見が前に大法廷でした、その法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するとの裁判と同じであるときを除く。)。」「前号の場合を除いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと認めるとき」「憲法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき。」と定められている(裁判所法第10条)。

本件は、憲法問題を扱う事件ではない。しかし、先に最高裁が判断を示した福島原発事故についての国の国家賠償責任を論じた6.17判決と、極めて密接な論点を扱っている事件である。『裁判所法逐条解説』は、裁判所法10条3号の趣旨に

ついて「けだし、このような場合にもなお小法廷で裁判をすることを認めれば、法令の解釈に関する最高裁判所の裁判が区々にわかれ、法的安定を害する結果となるので、判例の統一をはかるため、全員の裁判官の合議体である大法廷で裁判をすることとしたものである。」と説明している(『裁判所法逐条解説』上巻89-90頁)。さらに、注目されることは、「同一法令の解釈適用に関するかぎり、たとえば民事事件についてした裁判は、刑事事件に対する関係でも、前にした裁判となる。」とされていることである(『裁判所法逐条解説』上巻91頁)。本件と6. 17判決は、刑事事件と民事事件という事件の性質は異なるが、平成24年改正前の「原子炉等規制法」の解釈が争われているという点で共通しており、裁判所法10条3号を適用すべき場合に該当するべき事件であるといえる。

(2)本件は「大法廷で裁判することを相当と認めた場合」(「最高裁判所裁判事務処理規則」9条2項3号)に該当する

また、最高裁判所裁判事務処理規則は、裁判所法10条に基づかない場合であっても、次のような場合には大法廷で審理されるものと定めている。

「第一は、意見が二説に分れ、その説が各々同数の場合」である(「最高裁判所裁判事務処理規則」9条2項2号)。第二小法廷は、長官を除いて4名で運営されているが、二対二となった場合には大法廷で審理されることとなる。

また、「最高裁判所裁判事務処理規則」9条2項3号は、小法廷が、「大法廷で裁判することを相当と認めた場合」にも、事件は大法廷に回付されることを定めている。

この規則の趣旨について、『裁判所法逐条解説』は次のように説明している。

「最高裁判所は、本来、大法廷で裁判するのがたてまえであり、ただ、事件数との関係上、一般の上告事件については、便宜、小法廷で審理、裁判をすることが認められているものであるから、事案の性質等にかんがみ、大法廷で裁判するのが相当と認められる場合には、大法廷で処理することが望ましい。そこで、その旨の規定が設けられたものである。

大法廷で裁判することを相当と認めるについての認定の権限は、当該小法廷にある。大法廷のがわにおいて事件を大法廷に移すべき旨を決定する権限はない。

大法廷で裁判することを相当と認めるについての特別の基準は、存しない。法令の解釈に関する重要な事項(刑訴法406条、旧民事上告特例法)のうちとくに重要なもの、事件の政治的または社会的影響がきわめて重大な場合、他の小法廷と意見を異にすることが予想される場合、新しい重要な法律問題等がこれにあたるものとして考えられよう」と説明されている(同書94～95頁)。

この事件の被害者たちとその遺族は、本件は、次に述べる諸事情に照らして、まさに「大法廷で裁判することを相当と認めた場合」に該当すると思料するものである。

- ① 本件は、原発の安全性を確保するために、原発の運営に当たる会社役員に、どのようなレベルの善管注意義務が課されているかという、重大な法的問題の解釈が争われており、「法令の解釈に関する重要な事項」「新しい重要な法律問題」を扱う事件であることは明らかであること
- ② 本件は、東京電力株主代表訴訟において、本件の被告人らを含む東京電力の事故時の役員4名に対して13兆3千億円余を東京電力に対して支払うことが命じられていることから明らかなように、日本の歴史上類を見ない大事故である。本件において起訴されているだけでも44名の命が奪われた事件について、事故を引き起こした会社役員の刑事責任の有無が問われている、極めて重大な事件であり、「事件の政治的または社会的影響がきわめて重大な場合」にもあたること
- ③ にもかかわらず、本件の地裁判決、原判決には、双葉病院において発生した事故被害の認定が欠落しているだけでなく、「推本の長期評価」に津波対策を基礎づける信頼性がないという論旨は、最高裁の6.17判決、他の多くの原発損害賠償に関する判決、東電株主代表訴訟の判決(2022年7月13日東京地裁)などとも相反するため、被害者の遺族はもとより、本件事故によって影響を

被った多くの市民の納得が得られていないこと。

- ④ 6. 17判決における、最高裁の審理の政府からの独立性について、本意見書においても述べたとおり、具体的な事実の指摘に基づいて疑念が表明され、司法に対する国民の信頼の根幹が揺らいでいる。この6. 17判決には、論理的にみても多数意見に匹敵し、さらにはこれを凌駕する完成度の三浦判事による少数意見が付されている。この三浦意見に同調する最高裁判事が多数に上ることも予測され、「他の小法廷と意見を異にすることが予想される場合」にも該当すること

第5 被害者たちは、上告趣意書にもとづいて東京高裁判決の破棄を求める

以上のとおりであり、指定弁護士の申し立てた上告趣意書は、考え抜かれ、研ぎ澄まされた論理で書かれており、簡潔であり、論旨は明快である。被害者たちも、この上告趣意書にもとづいて、東京高裁判決を破棄することを強く求める。

また、被害者らは、公正な裁判を受けるため、東京電力との密接な利害関係を指摘される西村あさひ法律事務所の代表であった草野耕一判事について、本件の審理への関与を回避されるよう求める。

そして、本件については、大法廷に回付し、戦後最大の公害事件である福島原発事故の原因と責任について、最高裁大法廷における審理を行い、最高裁としての良識ある判断を示すよう求める。

以上

添付資料

- 1 海渡雄一、大河陽子編著「東電刑事裁判 問われない責任と原発回帰」
- 2 後藤秀典著『東京電力の変節——最高裁・司法エリートとの癒着と原発被災者攻撃』
- 3 双葉病院からの過酷な避難
- 4 「原告のみなさまに対する謝罪について」と題する文書